

湯河原町告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、
「湯河原まちづくり寄附」に係る寄附金にかかる指定納付受託者を次のとおり指定したので、湯河原町予算決算会計規則（昭和43年湯河原町規則第12号）第58条の3第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

湯河原町長 内 藤 喜 文

名称	所在地	指定期間
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日
スルガカード株式会社	静岡県沼津市大手町5丁目6番7号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 DGビル10階	令和7年4月1日から 令和8年3月31日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-14-6 ヒューマックス渋谷ビル7階	令和7年4月1日から 令和8年3月31日
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	令和7年4月1日から 令和8年3月31日
アイハーツ株式会社	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番9号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日
SBペイメントサービス株式会社	京都港区海岸1丁目7番1号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日